

の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を様式第十二又は様式第十二の二に記載しなければならない。

〔新設〕

2 出願人が、規則⁵20.(a)(ii)の規定により当該欠落部分の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の六第一項又は第二十九条の七」と「明細書等の引用補充」とあるのは「欠落部分の補充」と読み替えるものとする。

二 第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充を同項に規定する期間内にした場合 規則 5 の
又は規則 20 の 2(c) の規定による訂正

2 前項の規定により適當な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を規則 20 の 2(b) 若しくは 20 の 2(d) の規定による認定

3 (b) の規定により認定し、又は規則 20 の 2(c) の規定により訂正したときは、その誤つて提出された明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部は、当該国際出願に含まれないものとみなす。

4 特許庁長官は、第一項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を、同項の規定により国際出願日を訂正したときは、その訂正後ににおける国際出願日を、それぞれ出願人に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。
(欠落部分の補充の取下げ等)

第二十九条の十 出願人は、前条第三項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充を取り下げることができる。

2 前項の規定による欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

2 | 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を、同項の規定により国際出願日を訂正したときは、その訂正後における国際出願日を、それぞれ出願人に通知しなければならない。

3 | 前二項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(欠落部分の補充の取下げ)

第二十九条の十 出願人は、前条第二項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充を取り下げることができる。

3 | 第一項の規定による欠落部分の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。